

宝塚市地域生活支援事業者（移動支援）の登録について

提出書類は以下のとおりです。

- ① 宝塚市地域生活支援事業 事業所登録申請書（様式第1号）
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び他の法律において既に指定又は基準該当登録を受けている事業について（様式第1号の別紙）
- ③ 移動支援事業所の登録に係る記載事項（付表1）
- ④ 定款
- ⑤ 登記簿謄本（コピー不可）
- ⑥ 当該申請に係る事業に従事する従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類（参考様式5または任意様式）
- ⑦ 事業所の平面図を記載した書類（参考様式1または任意様式）
- ⑧ 運営規程
※運営規定の記載例を2種類、参考に添付しています。
- ⑨ 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要を記載した書類（参考様式4または任意様式）
- ⑩ 事業の主たる対象者を特定する理由等（参考様式6または任意様式）
※特定する場合のみ
- ⑪ 当該申請に係る事業に係る資産の状況を記載した書類（参考様式2または任意様式）
- ⑫ 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所を記載した書類（参考様式3または任意様式）
- ⑬ 事業所のサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所を記載した書類（参考様式3または任意様式）
※ ⑨⑫⑬は兵庫県知事による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の事業所に指定されている場合、申請時点で内容に相違がなければ県知事指定の際に作成された添付書類のコピーで代えて差しつかえありません。
- ⑭ 従業者の資格を証する書類
- ⑮ 損害賠償責任保険加入申込書（写）
- ⑯ 事業所の写真
- ⑰ 誓約書（参考様式7または任意様式）
- ⑱ 役員等名簿（参考様式8または任意様式）

※ 宝塚市の事業者登録申請においては、一部の近隣市の取扱いとは異なり、添付書類の省略は行いません。これは、本市の法制担当と協議したところ、「県知事指定をもって、県とは別個の自治体である本市の書類を省略する根拠とはならない。」という理由によるものです。
まことにお手数ですが、県知事指定の際に作成された添付書類のコピー等により対応願います。

※ 指定日につきましては、1か月ほど期間をいただいています。

月末までに提出・・・翌々月1日指定

15日までに提出・・・翌月15日指定となります。